

一般社団法人 岡山県老人保健施設協会
新型コロナウイルス感染症老人保健施設職員
相互派遣事業<支え合い>システム

実施要綱

1. 事業の目的

- ①会員施設で新型コロナウイルス感染症のクラスター（集団感染）が発生し、介護崩壊を招くことを防ぐ。
- ②感染などで施設職員が不足する際、必要な人員を直ちに送り込む。同時に必要十分な感染防護具を直ちに提供し、補充する。
- ③研修を修了した派遣登録職員は、平時、自施設（派遣元会員施設）や、地域での感染防御対策のリーダーとして活動する。

2. 実施主体

一般社団法人岡山県老人保健施設協会（以下「岡山老健協」という）
岡山県からの支援事業

3. 事業内容

①派遣登録職員対象者

岡山老健協会員施設において2年以上の実務経験を有する職員を対象とし、職種は問わない。但し、岡山老健協学術委員会が認定した「感染対策エキスパート養成研修」修了者を優先する。

②登録職員派遣期間

派遣先での勤務期間は2週間とする。派遣終了後は2週間の経過観察期間を設ける。

③派遣期間中の給与・手当等（※予定）

- ア 派遣期間および派遣終了後経過観察期間の給与については派遣元の負担とする。
- イ アの給与以外に、派遣先での勤務に対し、1日につき20,000円を手当として支給する。また派遣終了後経過観察期間中は、1日につき17,500円を手当として支給する。この手当については派遣先の負担とする。
- ウ 派遣先で業務するにあたり、派遣職員の住居から派遣先への移動に要する交通費及び宿泊を要する場合の宿泊費（派遣終了後経過観察期間を含む）は、派遣先が負担する。
- エ 上記イ及びウについては、岡山県の「職員応援派遣に係る介護サービス継続支援助成金」を活用する。
- オ 派遣元施設は、上記エと同様に、岡山県の「職員応援派遣に係る介護サービス継続支援助成金」を活用し施設における負担分を申請することができる。

④研修会の開催

派遣に伴う実践的な知識及び技術を習得するための研修「新型コロナウイルス感染症クラスター発生施設派遣職員研修会」を実施する。

⑤登録の手続き等

- ア 所属の会員施設の長を通じて岡山老健協に申し出るものとする。
- イ 岡山老健協会長は、受講の申し込みに基づき、研修受講者を決定する。
- ウ 上記②の研修会を受講し修了したものを派遣登録職員とする。

⑥派遣登録者証の交付等

- ア 岡山老健協会長は、研修修了者に対し、派遣登録職員証を交付するものとする。
- イ 岡山県老健協会長は、研修修了者について、派遣登録職員番号、研修修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し管理する。

⑦留意事項

- ア 岡山老健協は、学術委員会感染対策部会の協力のもとに研修カリキュラムを策定し、事業に必要な講師及びファシリテーターを確保する。
- イ 岡山老健協会長は会員施設においてクラスターが発生し職員の派遣要請があった際には派遣登録職員の中から派遣職員を指名する。
- ウ 本事業は厚生労働省による「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）」に該当するため岡山県からの支援を受けるものとする。
- エ 感染状況や国・県からの方針により随時変更・中止することがある。